

## **[事案 29-119] 既払込保険料返還請求**

・平成 29 年 12 月 22 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

減額に関する募集人の説明不備を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 9 月に契約した米ドル建終身保険および米ドル建養老保険について、契約時に募集人から、「いつでも減額できる」との説明を受け、減額することを前提に高めの保険料で契約したが、減額が一部解約であるとの説明をうけていなかったため、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して、いつでも減額できるという話をしたが、併せて、3 年以内での解約や減額は払済みの対応をしても損をしてしまうので、保険料は少なくとも 3 年は払い続けられる範囲での金額でなければいけない旨を、設計書を用いて伝えた。
- (2)募集人は、減額を前提とする保障を提案していない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明に不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了した。